



令和2年9月7日

担当課	企画課・空家対策課・ 農業委員会事務局
担当者	山中・竹下・中川
電話	(073)435-1015 (073)435-1091 (073)435-1147
内線	2441・2815・3734

市内各地域の課題に対応した移住・定住施策について

和歌山市では、新しい生活様式の定着など、社会情勢の変化に伴い機運が高まっている地方移住を推進するため、市内の中でもそれぞれの地域課題に対応した様々な移住・定住施策に取り組んでまいります。



① 移住者に向け空き家とセットで小規模な農地を売買等できる制度を新設

新規就農や家庭菜園を楽しみたい移住者のため、空き家と近接する農地をセットでわかやま空き家バンクへ登録する場合であれば、農地の売買等のための下限面積要件を緩和します。

令和2年9月1日（火）から登録物件を募集します。登録無料。 ※詳細は別紙チラシ参照

（現行）市街化調整区域 3,000㎡、市街化区域・加太地区内 1,000㎡

（新制度）市内全域 1㎡以上 1,000㎡未満

② お試し居住施設整備事業の開始

移住・定住の前に、本市での暮らしを実体験できる「お試し居住」施設を整備します。

地元住民と交流を図ることができる環境を整備するとともに、地元自治会と事業者が連携し、受入態勢を構築することにより、移住定住者の増加を目指すものです。

〈スケジュール〉

令和2年9月8日まで 参加事業者の募集

令和2年10月9日まで 企画提案書の提出期限

令和3年4月末まで 運営の開始（※整備の状況により、運営が早くなる場合があります。）

③ いつでもどこでもオンライン移住相談窓口の開始

本市への移住にご興味がある方に市内各地域の情報や魅力を幅広く知っていただけるよう、オンラインによる移住相談窓口を常設します。

オンライン上で直接移住に関する悩みや不安を解決する手助けをすることで、移住定住者の増加を目指すものです。

- 1 相談内容 就職、住居、教育・医療等に関する暮らしの情報。
- 2 開始日 令和2年9月7日（月） ※詳細は別紙チラシ参照

〔問合せ先〕

- | | | |
|----------------------|----------|------------------|
| (1) 移住・定住に関すること | 企画課 | TEL 073-435-1015 |
| (2) わかやま空き家バンクに関すること | 空家対策課 | TEL 073-435-1091 |
| (3) 農地に関すること | 農業委員会事務局 | TEL 073-435-1147 |

空き家 & 農地

空き家と農地
セットで
売買・賃貸
しませんか

わかやま
空き家バンク

登録無料

小規模農地
の取引が
できるよう
になりました
(1a以下でもOK)

和歌山市空家対策課(本庁舎8階) ☎ 073-435-1091

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地 FAX 073-435-1173

1 わかやま空き家バンクとは

- ・和歌山県の制度で、県定住支援住宅管理機構が運営しています。
- ・空き家と農地の情報をホームページに掲載し、買いたい・借りたい県外からの移住希望者を募集します。
- ・掲載に係る費用は、**無料**です。

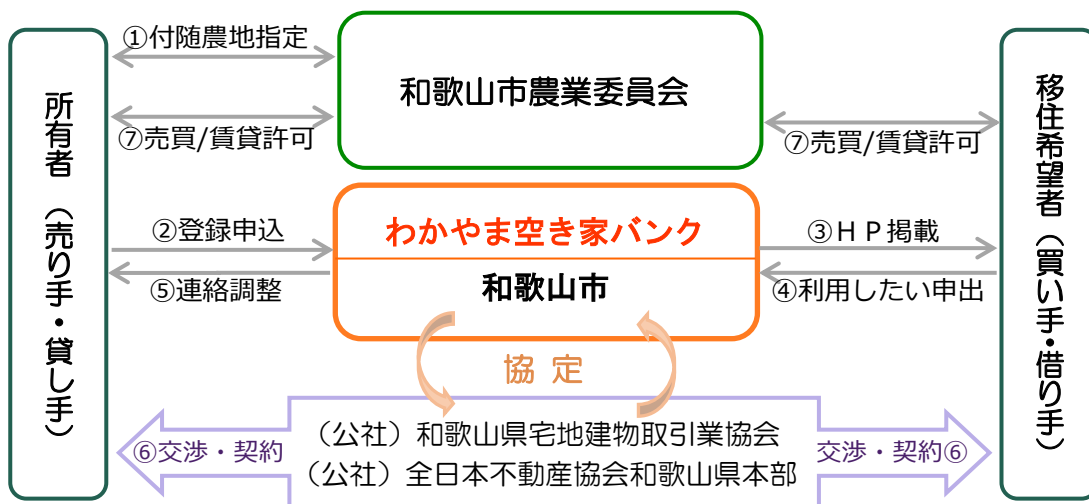


2 空き家と農地の登録条件

次の条件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 和歌山市内に存する、登記された住宅であること。
- ② 当該物件に係る税の滞納がないこと。
- ③ 売買の場合、売主が登記名義人であること。
- ④ 賃貸の場合、権利関係が明らかであること。
- ⑤ すでに市場に流通していないこと。
- ⑥ 適正に管理されていること。
- ⑦ 農地は、空き家に近接していること。
- ⑧ 農地は、**1㎡以上 1,000㎡未満**であること。
- ⑨ 空き家と農地は、同一所有者であること。

3 空き家バンクのイメージ



【注意事項】

- ・県や市は、物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等には関与いたしません。
- ・付随農地の指定・売買（賃貸）の許可には、農業委員会での手続きが必要です。
- ・成約前に、建物状況調査（有料）を受けていただきます。
- ・成約時には、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要となります。



いつでもどこでも



移住 **オンライン** 相談窓口

ほどよく都会、ほどよく田舎の「トカイナカ」。
そんな和歌山市での暮らしに興味はありますか？

気になる方はお気軽にご相談ください！

【相談可能日時】

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (※土日祝・年末年始は除く)

【相談申込方法】

オンライン相談には事前申込が必要です。

- ①相談希望の旨を、下記電話番号またはアドレスへご連絡ください。
- ②和歌山市役所より、希望日時の調整と相談方法等について連絡します。

※相談にはZOOMが利用できる環境が必要です。
(相談時にかかる通信料等は、相談者様のご負担になりますのでご了承ください。)

※通常の電話相談も承っております。

いつでもどこでも相談チーム



山本 直生



森本 恭介



栗山 樹花

お申込み・お問い合わせ **和歌山市役所企画課**

TEL 073-435-1015 **MAIL** kikaku@city.wakayama.lg.jp